

青森県報

第二千五百三十八号

平成十七年
十月七日
(金曜日)

目次

告 示

- 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地変更の届出……………(障害福祉課) ……一
- 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一
- 児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

公 告

- 青森県立中央病院シンチカメラ装置の購入に係る一般競争入札……………(医療薬務課) ……二
- 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課) ……三
- 土地区画整理組合の理事の住所変更……………(都市計画課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……四
- 右 同……………(五所川原県土整備事務所) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(十和田県土整備事務所) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(むつ県土整備事務所) ……五

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………

(農中南
林水地
務務所
所産方
…六

告 示

青森県告示第七百七十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定居宅支援事業者		身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
変更前	特定非営利活動法人あおもり24	青森市北金沢一丁目一	居宅介護等事業	青森市大字浜田字豊田三五七の三	平成一七・六・二〇	
変更後	有限会社友情	黒石市上町二五の二	居宅介護等事業	黒石市上町二五の二	一七・九・一	

青森県告示第七百七十五号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二十の規定により、

次のとおり指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	指定居宅支援事業者
特定非営利活動法人あおもり24	特定非営利活動法人あおもり24	主たる事務所の所在地	青森市北金沢一丁目一五の二
居宅介護等事業	居宅介護等事業	知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅支援
特定非営利活動法人あおもり24	特定非営利活動法人あおもり24	名 称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所
青森市篠田一丁目八〇番一	青森市篠田一丁目八〇番一	所 在 地	青森市大字浜田字豊田三五七の三
平成一七・六・一〇	平成一七・六・一〇	変 更 日	年月日

青森県告示第七百七十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	指定居宅支援事業者
特定非営利活動法人あおもり24	特定非営利活動法人あおもり24	主たる事務所の所在地	青森市北金沢一丁目一五の二
居宅介護等事業	居宅介護等事業	児童居宅支援の種類	児童居宅支援
特定非営利活動法人あおもり24	特定非営利活動法人あおもり24	名 称	児童居宅生活支援事業を行う事業所
青森市篠田一丁目八〇番一	青森市篠田一丁目八〇番一	所 在 地	青森市大字浜田字豊田三五七の三
平成一七・六・一〇	平成一七・六・一〇	変 更 日	年月日

青森県告示第七百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑別	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨ一ネ病	牛	患者	二	下北郡東通村	平成一七・九・二〇

公 告

青森県立中央病院シンチカメラ装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書による。
シンチカメラ装置一式
 - 二 納入期限
平成十八年三月二十四日
 - 三 納入場所
青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）
 - 四 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

い者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市東造道二丁目一のー

青森県立中央病院管理調達課
電話 〇一七 七二六 八三三二

2 入札書の提出期限

平成十七年十一月三十日 午後四時三十分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一のー

青森県立中央病院 三階会議室一

(二) 日時

平成十七年十二月一日 午後二時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三十二條及び第三百五十九條の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products

to be purchased : scintillation camera

2 Delivery period : 24 March 2006

3 Time limit for tender : 4:30 p.m. 30

November 2005

4 Contact point for the notice :

Aomori Prefectural Central Hospital

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553 Japan

TEL 017-726-8322

~~~~~  
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                             |                              |                   |                      |
|---------------------------------------------|------------------------------|-------------------|----------------------|
| 適合証交付に係る<br>公共的施設の名称<br>イオンスーパーセ<br>ンター十和田店 | 所在地<br>十和田市大字相坂字六日町山一<br>四五外 | 種類<br>物品販売<br>用店舗 | 交付年月日<br>平成十七年<br>九月 |
|---------------------------------------------|------------------------------|-------------------|----------------------|

土地区画整理組合の理事の住所変更

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 氏名<br>秋元 隆 | 住所<br>弘前市大字大清水字上広野四五の四六 |
|------------|-------------------------|

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社分枝工務店
- 二 代表者の氏名 分枝 弘光
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字妙字分枝六の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第四六〇二号
- 五 取消年月日 平成十七年九月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社山田メゾン
- 二 代表者の氏名 山田 清晴
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森六〇の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一二）第九八六五号
- 五 取消年月日 平成十七年九月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青森舗道

二 代表者の氏名 工藤 浩

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字豊島字豊本一八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第六〇七八号

五 取消年月日 平成十七年九月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ティ・アール・シー株式会社

二 代表者の氏名 高橋 鐵朗

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一四一九二号

五 取消年月日 平成十七年九月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東誠電機工業株式会社

二 代表者の氏名 附田 義雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山一

四 許可番号 青森県知事許可(特 一二)第三三二六一号

五 取消年月日 平成十七年九月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年八月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 優樹工業

二 氏名 伴 博樹

三 主たる営業所の所在地 むつ市金曲二丁目一〇の二八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第六〇〇〇一五号

五 取消年月日 平成十七年九月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年五月二十六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年十月七日

中南地方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

| 土地改良事業の名称            | 事業を行う者 | 工事完了年月日   |
|----------------------|--------|-----------|
| 十六年災農業用施設災害復旧事業一六一二六 | 弘前市    | 平成一七・七・二五 |
| 〃                    | 〃      | 一七・七・二九   |
| 十六年災農地災害復旧事業一七一四〇    | 〃      | 一七・七・二八   |
| 十六年災農地災害復旧事業一七二      | 黒石市    | 一七・六・二三   |
| 〃                    | 〃      | 〃         |
| 〃                    | 〃      | 一七・六・二七   |
| 〃                    | 〃      | 一七・六・三〇   |
| 十六年災農業用施設災害復旧事業一七一〇二 | 〃      | 〃         |
| 〃                    | 〃      | 一七・六・二七   |
| 〃                    | 〃      | 一七・六・三〇   |
| 〃                    | 西目屋村   | 一七・七・二六   |

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭